

## アナログ放送の長時間休止等に向けた周知の取組

- 1 戸別訪問  
珠洲中継局のアナログ放送を直接電波で受信している世帯に対して、戸別訪問を行う。
- 2 テレビ放送  
テレビ放送に字幕スーパーで告知を行う。
- 3 説明会・相談会  
住民及び区長会等への説明会・相談会を開催する。
- 4 広報誌  
地元地方公共団体の御協力を得て、地元地方公共団体が発行する広報誌に掲載する。
- 5 お知らせ配布  
お知らせのチラシを対象世帯に配布する。
- 6 回覧板  
地元地方公共団体の御協力を得て、町内会等の回覧板により周知を行う。
- 7 町内会掲示板  
地元地方公共団体の御協力を得て、町内会等に設置されている掲示板に「お知らせ」ポスターの掲示を行う。
- 8 広報車  
地元地方公共団体の御協力を得て、地元地方公共団体の広報車により周知を行う。
- 9 視覚障害者への電話  
視覚障害者の方に対して、電話により個別に連絡を行う。
- 10 ケーブルテレビ  
ケーブルテレビ事業者の御協力を得て、ケーブルテレビの自主チャンネル等で周知を行う。